平成２２年（フ）第８０号
神奈川県小田原市板橋201番地　山本アパート
債務者　野崎　三郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８６号
神奈川県厚木市愛名1179番地１　テラスけやき202
債務者　黒井ツユコ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7260番地の１　ワタヤユニオン102
債務者　小林　健一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９０号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋865番地の１　湯河原第３団地３号棟３Ｆ333
債務者　佐藤　竜太
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４号
新潟県新潟市西区坂井東２丁目１番１号　サルビアＢ棟101号
債務者　稲田　里香
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
新潟県新潟市西区小針上山６番20号
債務者　吉田　　明
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２号
新潟県新潟市秋葉区程島1211番地１
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
京都府舞鶴市字引土343番地１
債務者　大江　正人
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第７号
京都府舞鶴市字引土343番地１
債務者　大江　真弓
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１０２１８号
大阪府東大阪市岩田町１丁目17番９号　102号
債務者　片山　静夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９号
大阪市平野区加美西２丁目９番４号　ビスタ加美201号
債務者　葛籠　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９３号
大阪市住吉区苅田９丁目10番30―206号、事業所所在地大阪市住吉区南住吉４丁目２－７
債務者　虎熊　幸夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０号
大阪府寝屋川市日之出町21番８号
債務者　河田　潤一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９４号
大阪市城東区関目１丁目11番12―102号
債務者　武田　康範
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２７号
大阪府寝屋川市東神田町28番22号
債務者　新宅　美貴（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９３号
大阪府枚方市高野道１丁目１番７号
債務者　インテリア常こと　常　　広秋
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１５号
大阪市住之江区南港中３丁目３番36―902号
債務者　塚原　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部